知財教育分科会セッション

◆「知財模擬授業」を体験 ◆

【概　要】

知財教育分科会は、2007（平成 19）年 2 月にキックオフし、18 年を迎えました。爾来、80 回の知財教育研究会・定例研究会の開催と、19 回の知財教育分科会セッションを開催してきました。新型コロナの流行全盛期も、知財教育研究の灯を絶やすことなく欠くことなく開催してきたことが特筆できます。

開設初期の頃は、知財教育は高等教育に目を向けるのか、初等・中等教育に目を向けるのか、知財教育はいったい誰が担うのかと、多数の研究・実践報告と熱心な議論により「知財教育学」の構築を目指してきました。知財教育をとりまく出来事としては、内閣府による「知財創造教育コンソーシアム」の設置と、地域コンソ―シムの後継団体による継承によって、各地域の知財教育の支援体制の整備、大学入試共通テストの新科目「情報」に知財関連問題の出題などがあり、知財教育分科会は、知財教育研究の母屋としての存在を示しています。

知財教育分科会セッションでは、2027（令和9）年２月の開設20周年に向けて、原点に立ち返り、小・中・高等学校、さらには幼稚園をも含む初等・中等教育の場での教育を担う学校園の教職員が知財教育ができることを目指して、「知財教育模擬授業」を実施します。

知財模擬授業では、フロアの皆様を児童・生徒に見立て、原口　直氏により、1 限目は小学生向け、2 限目は中学生向け 2 時限構成の知財模擬授業を実施します。現職の教員だけでなく、教員以外の皆様には、学校教育活動について理解を深めていただくことができます。企画者は、皆様には、児童・生徒になりきって、知財授業をご堪能いただきたいと願っております。

【授業者】　原口 直氏（学校著作権ナビ主宰者）

東京学芸大学卒業後、大手芸能プロダクショングループ勤務を経て、東京都公立中学校および東京学芸大学附属世田谷中学校で音楽科教諭として勤務。2020 年より学校現場での経験を活かし、机上の法律と教育現場をつなぐ「学校著作権ナビゲーター」として活動を開始。教員・教育実習生・子どもたちに向けて、著作権への理解を深める講演・情報発信・執筆活動を行っている。

- 東京学芸大学こども未来研究所 教育支援フェロー（2021～2024）
- 東京学芸大学学校図書館運営専門委員会　著作権アドバイザー（2025～）
- JASRAC 音楽文化事業に関する有識者委員（2021～）
- SARTRAS 共通目的事業委員会　専門委員（2021～）
- 読売新聞［教育ルネサンス］情報モラル〈4〉「著作権への理解が不可欠」（2022.8）
- 東洋経済 education×ICT「学校の「著作権」トラブル、例外規定の範囲は？」（2023.2）等

【司会】　渥美 勇輝（三重県鈴鹿市天栄中学校 教諭）

【総括】　木村 友久（帝京大学 教授）

【開閉会挨拶】　世良 清（名古屋文理大学 客員教授）

知財教育分科会セッション

◆「知財模擬授業」を体験 ◆

【内容】

著作権教育の実践から、現場の現状と課題を報告する。デジタル社会において誰もが著作物の利用者・権利者となり、その教育の重要性は高まっている。これまで、年間約 50 件の児童生徒向けの授業、教職員向けの研修を通じて、この課題に直面してきた。

まず、児童生徒への指導は、大人向けとは異なる難しさがある。彼らに複雑な法律条文をそのまま伝えても効果は薄い。そのため、あえて法的解釈の厳密さより、なぜ著作権というルールがあるのかという本質的な問いかけを重視し、情報を取捨選択して伝えている。これは将来の創作者の倫理観を育む上で不可欠なアプローチだと考えている。

次に、より深刻なのは教職員の認識不足だ。多くの教職員が著作権法を知らないか、あるいは第 35 条の「授業目的のための複製等」を、「教育目的であれば何でも自由に使える」と誤って解釈している。この誤解は、授業目的公衆送信補償金制度の認知不足と相まって、現場に潜在的な法的リスクをもたらしている。

著作権は単なる法律ではなく、文化の「継承、発展、創造」を支える社会的基盤であると学習指導要領に記載がある。児童生徒へのアプローチの例を発表し、フロアの皆さまからのご意見をいただきたい。

１．はじめに

２－１．小学校向けの授業実践

・導入

・展開①著作権法の原則

・展開②権利制限規定

・まとめ

２－２．中学校向けの授業実践

・導入

・展開① 著作権法の原則、権利制限規定

・展開② 著作権者としての視点

・まとめ

３．著作権教育

・児童生徒の感想

・小学校と中学校との発達段階によるちがい

・授業のねらい

４．初等中等教育段階の課題と展望

・児童生徒

・教職員